

◎新潟県告示第566号

計量法（平成4年法律第51号）第19条1項の規定による糸魚川市の特定計量器定期検査について、令和5年5月2日付け新潟県告示第513号の一部を次のとおり変更する。

令和5年5月16日

新潟県知事 花 角 英 世

定期検査を行う期日、場所及び区域中

項目	変更前	変更後
検査日時	6月22日（木）午前9時から正午まで 午後1時から4時まで	6月22日（木）午前9時から正午まで